

摂津市「健康づくり年間日程表」官民共同発行业務者募集要項

1. 目的

摂津市民の暮らしに役立つ保健情報を提供するため、保健センターや市内医療機関等で実施する保健事業内容と、地域の生活情報として企業等の広告を加えた市民向け情報紙である「健康づくり年間日程表」（以下「年間日程表」という。）を摂津市（以下「市」という。）と共同で発行する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

2. 募集内容

(1) 業務名

「健康づくり年間日程表」官民共同発行业務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 協定締結期間と発行の時期

①協定締結期間

協定締結日から令和11年3月31日まで

②発行の時期

令和9年度分：令和9年3月19日まで

令和10年度分：令和10年3月21日まで

令和11年度分：令和11年3月20日まで

(4) 年間日程表の作製などに要する費用は、事業者が負担するものとする。

3. 応募資格

応募できるものは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続中又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続中でないこと。
- (3) 摂津市入札参加停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 摂津市暴力団排除条例(平成23年摂津市条例第13号)第8条に基づく措置を受けていないこと。
- (6) 過去、官公庁が募集した広告掲載が伴う健康関連情報誌の発行业務を行った実績があること。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4. 選定スケジュール

項目	日程
募集要項等、各種資料の配布(摂津市 HP)	令和8年6月19日(金)
質問の提出受付期限	令和8年7月3日(金)午後5時まで
質問の回答	令和8年7月10日(金)
応募書類の提出期限	令和8年7月17日(金)午後5時まで
結果通知	令和8年7月24日(金)以降

5. 応募書類の提出

(1) 応募期間

令和8年6月19日(金)から令和8年7月17日(金) 午後5時まで(必着)

(2) 応募方法

提出書類を郵送又は持参により、下記に提出すること。

郵便番号 566-8555

摂津市三島一丁目1-1

摂津市 保健福祉部 保健福祉課 健康推進係

電話番号:06-6383-1386

※持参の場合は、土・日・祝日除く、午前9時から午後5時まで

6. 提出書類

- | | |
|--|----|
| (1) 参加申込書(様式1) | 1部 |
| (2) 本要項3-(6)に示す発行実績件数が確認できるもの | 1部 |
| (3) 応募者が法人の場合
法人の概要が確認できるもの(様式任意。パンフレット等でも可。) | 1部 |
| (4) 応募者が法人の場合
法人登記事項証明書(発行3か月以内のもの) | 1部 |
| (5) 納税証明書(発行3か月以内のもの) | |
| ①国税の納税証明書 その3の3 | 1部 |
| ②応募者が所在する都道府県民税、市区町村税の滞納がないことの証明書 | 1部 |
| (6) 企画提案書(様式2) | 6部 |
| (7) 他市等で実施した本業務と類似した業務で作成した成果物 | 6部 |

※発行3か月以内とは、提出書類が保健福祉課に到着する日から3か月以内をいう。

※提出書類は返却しない。

7. 事業候補者の選定及び決定

(1) 事業候補者の選定

期日までに提出された書類にて参加資格及び提案書の内容を審査し、基本項目と任意項目の評価点の合計点を応募者の得点とする。その際、得点が評価点の満点に対し6割未満の応募者は、選定の対象外とする。

事業候補者の選定は、得点の高さに基づき優先順位を決定する。なお、得点が同点となった場合は、基本項目の評価点の高さに基づき事業候補者の優先順位を決定する。

ただし、いずれの方法によっても事業候補者の優先順位が決定しない場合は、くじにより決定する。また、応募者が1者の場合においても審査委員会において審議を行い、事業候補者の可否を決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、応募書類を提出したすべての事業者に文書にて通知する。

(3) 審査結果の公表

審査結果は、以下の内容を市ホームページにて公表する。

- ・提案事業者数
- ・最優先候補者の名称及び点数
- ・最優先候補者以外の提案事業者の点数(名称はABC表記とする)

8. 協定書の締結

事業候補者として決定されたものは、結果通知を送付する令和8年7月24日(金)以降、市と共同発行事業に係る協定を締結するものとする。

9. 質問と回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書(様式3)によりメールのみで受け付ける。質問書の提出期限は令和8年7月3日(金)の午後5時までとする。

質問に対する回答方法については、ホームページへの掲載をもって回答とする。回答の掲載については、令和8年7月10日(金)を予定しているが、事情により前後することがあり得る。

10. その他

(1) 提案書は1者につき1案とする。

(2) 提案書類の作成その他プロポーザルの参加に伴い発生する費用については、提案者の負担とする。

(3) 本プロポーザルは事業者の選定を目的に行うものであり、協定後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

11. 問合せ先及び提出先

〒566-8555 摂津市三島 1-1-1

摂津市役所 保健福祉部 保健福祉課 健康推進係

電話:06-6383-1386

Mail:hoken-fukushi@city.settsu.osaka.jp